

公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年5月7日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第11号

公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年岩手県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第1 市町村（第2条関係）		別表第1 市町村（第2条関係）	
1 宮古市		1 宮古市	
組織	職員	組織	職員
[略]		[略]	
市長の 事務部 局	本庁 部長 危機管理監 会計管理者 課長 産業支援センター所長 室長（秘書 室、きれいなまち推進室及び子育て支 援室の室長に限る。） 総務課の係長 （人事、給与、服務、職員団体及び法 規審査の事務を担当する者に限る。） 財政課の係長（予算及び庁舎管理の 事務を担当する者に限る。）	市長の 事務部 局	本庁 部長 危機管理監 会計管理者 課長 産業支援センター所長 総務課の係 長（人事、給与、服務、職員団体又は 法規審査の事務を担当する者に限る。 ） 財政課の係長 契約管財課の係長 （庁舎管理の事務を担当する者に限る 。） 秘書広報課の係長（秘書の事務 を担当する者に限る。）
	[略]		[略]
[略]		[略]	
2 大船渡市		2 大船渡市	
組織	職員	組織	職員
[略]		[略]	
市長の 事務部 局	本庁 会計管理者 局長 部長 室長 課長 所長 次長（防災管理室の次長に限 る。） 技監（水産課、建設課、住宅 公園課及び簡易水道事業所の技監に限 る。） 秘書広報課の課長補佐及び秘 書係長 総務課の課長補佐（人事、給 与及び服務の事務を担当する者に限る 。）及び人事係長 財政課の課長補佐 （予算の事務を担当する者に限る。） 及び財政係長	市長の 事務部 局	本庁 統括監 会計管理者 局長 部長 室 長 課長 所長 次長（防災管理室の 次長に限る。） 技監 秘書広報課の 課長補佐及び秘書係長 総務課の課長 補佐（人事、給与及び服務の事務を担 当する者に限る。）及び人事係長 財 政課の課長補佐（予算の事務を担当す る者に限る。）及び財政係長
	[略]		[略]
[略]		[略]	
3 花巻市		3 花巻市	
組織	職員	組織	職員

議会の事務局		事務局長 <u>事務局次長</u>
市長の 事務局	本庁	部長 理事 会計管理者 部次長 課長 室長 所長（市民生活総合相談センターの所長に限る。） 総務課の課長補佐及び法規文書係長 人事課の課長補佐、人事係長及び給与係長 契約管財課の課長補佐（庁舎管理の事務を担当する者に限る。） 秘書政策課の課長補佐（秘書の事務を担当する者に限る。）及び秘書係長 財政課の課長補佐及び財政係長 法務専門監 財務専門監
	[略]	
教育委員会の事務局等	事務局	部長 課長 教育企画課の課長補佐 <u>施設管理監</u>
	[略]	
[略]		

4・5 [略]

6 遠野市

組織	職員	
[略]		
市長の 事務局	本庁	部長 <u>特命部長</u> 担当部長 会計管理者 課長 担当課長 室長 所長（地域包括支援センターの所長に限る。） <u>経営企画部の副主幹及び主査</u> （予算及び庁舎管理の事務を担当する者に限る。） 総務課の課長補佐、行政文書係長及び職員係長
	市民センター	所長 課長
	支所	支所長 <u>課長</u>
	<u>清養園</u> <u>クリーンセンター</u>	所長
	<u>子育て総合支援セン</u>	所長

議会の事務局		事務局長 <u>課長</u>
市長の 事務局	本庁	部長 理事 会計管理者 部次長 課長 室長 所長（市民生活総合相談センターの所長に限る。） 総務課の課長補佐及び法規文書係長 人事課の課長補佐、人事係長及び給与係長 契約管財課の課長補佐（庁舎管理の事務を担当する者に限る。） 秘書政策課の課長補佐（秘書の事務を担当する者に限る。）及び秘書係長 財政課の課長補佐 <u>（予算の事務を担当する者に限る。）</u> 及び財政係長 法務専門監 財務専門監
	[略]	
教育委員会の事務局等	事務局	部長 課長 教育企画課の課長補佐 <u>（人事及び服務の事務を担当する者に限る。）</u>
	[略]	
[略]		

4・5 [略]

6 遠野市

組織	職員	
[略]		
市長の 事務局	本庁	部長 担当部長 会計管理者 課長 担当課長 室長 所長（地域包括支援センターの所長に限る。） <u>総務企画部の副主幹及び主査</u> （予算及び庁舎管理の事務を担当する者に限る。） 総務課の課長補佐、行政文書係長及び職員係長
	市民センター	所長 <u>参事</u> 課長
	支所	支所長

	ター	
	診療所	[略]
	歯科診療所	所長
教育委員会等の事務局	事務局	教育部長 担当部長 課長 教務課の課長補佐
	[略]	
[略]		

7 一関市

組織	職員	
[略]		
教育委員会等の事務局	事務局	部長 部次長 課長 監 教育総務課の庶務係長 学校教育課の課長補佐（ <u>人事の事務を担当する者に限る。</u> ）
	[略]	
[略]		

8 陸前高田市

組織	職員	
[略]		
市長の事務局	本庁	企画理事 理事 部長 局長 次長 会計管理者 課長 室長 企画政策課の課長補佐及び秘書係長 総務課の課長補佐及び職員係長 財政課の課長補佐及び財政係長
	[略]	
[略]		

9 釜石市

組織	職員	
[略]		
市長の事務局	本庁	部長 副室長 危機管理監 復興管理監 事務局長 会計管理者 部次長 副本部長 課長 事務局次長 所長（ <u>地域包括支援センターの所長に限る。</u> ） 室長（ <u>オープンシティ推進室、ラグビーワールドカップ2019推進室、国土調査推進室、世界遺産室、高規格幹線道路対策室、都市整備推進室、復興住宅整備室及び生活支援室の室長に限る。</u> ）

	診療所	[略]
教育委員会等の事務局	事務局	教育部長 参事 課長 担当課長
	[略]	
[略]		

7 一関市

組織	職員	
[略]		
教育委員会等の事務局	事務局	部長 部次長 課長 監 教育総務課の課長補佐（ <u>人事及びサービスの事務を担当する者に限る。</u> ）及び庶務係長 学校教育課の主幹
	[略]	
[略]		

8 陸前高田市

組織	職員	
[略]		
市長の事務局	本庁	理事 部長 局長 次長 会計管理者 課長 室長 企画政策課の課長補佐及び秘書係長 総務課の課長補佐及び職員係長 財政課の課長補佐及び財政係長
	[略]	
[略]		

9 釜石市

組織	職員	
[略]		
市長の事務局	本庁	総括部長 部長 副室長 危機管理監 復興管理監 <u>ラグビーワールドカップ2019推進監</u> 事務局長 会計管理者 部次長 副本部長 課長 事務局次長 室長（ <u>オープンシティ推進室、新市庁舎建設推進室、地域包括ケア推進室、国土調査推進室、高規格幹線道路対策室、都市整備推進室、復興住宅整備室及び生活支援室の室長に限る。</u> ）

		る。) 総務課の課長補佐、秘書係長、行政係長及び職員係長 財政課の財政係長
	[略]	
	保育所	所長
教育委員会等の事務局	事務局	教育次長 課長
	[略]	
[略]		

10 二戸市

組織	職員
議会の事務局	事務局長 事務局次長
[略]	

11 八幡平市

組織	職員
[略]	
市長の事務局	[略]
福祉事務所	[略]
病院	院長 副院長 科長 事務局長 看護師長
診療所	[略]
[略]	

12 [略]

13 滝沢市

組織	職員
[略]	
市長の事務局	本庁 会計管理者 部長 課長 室長 所長 総務課の総括主査 企画政策課の総括主査（秘書の事務を担当する者に限る。） 財務課の総括主査（予算又は庁舎管理の事務を担当する者に限る。）
[略]	

14 雫石町

組織	職員
[略]	
町長の	本庁 会計管理者 課長 室長 推進監 保

		総務課の課長補佐、秘書係長、行政係長及び職員係長 財政課の財政係長
	[略]	
	認定こども園	園長
教育委員会等の事務局	事務局	教育部長 課長
	[略]	
[略]		

10 二戸市

組織	職員
議会の事務局	事務局長 副局長
[略]	

11 八幡平市

組織	職員
[略]	
市長の事務局	[略]
福祉事務所	[略]
診療所	[略]
[略]	

12 [略]

13 滝沢市

組織	職員
[略]	
市長の事務局	本庁 会計管理者 部長 課長 所長 総務課の総括主査 企画政策課の総括主査（秘書の事務を担当する者に限る。） 財務課の総括主査（予算又は庁舎管理の事務を担当する者に限る。）
[略]	

14 雫石町

組織	職員
[略]	
町長の	本庁 会計管理者 課長 室長 推進監 保

事務局	健師長 総務課の課長補佐及び主査（人事、給与、服務、法規審査又は庁舎管理の事務を担当する者に限る。） <u>企画財政課の課長補佐及び主査（予算の事務を担当する者に限る。）</u>	
	[略]	
教育委員会 の 事務局 等	事務局	課長
	[略]	
[略]		

15 葛巻町

組 織	職 員	
[略]		
町長の 事務局	本庁	参事 課長 会計管理者 総務企画課の室長（ <u>給与、予算、法規審査及び庁舎管理の事務を担当する者に限る。</u> ） 政策秘書課の室長
	[略]	
[略]		

16 [略]

17 紫波町

組 織	職 員	
[略]		
町長の 事務局	本庁	会計管理者 部長 課長 <u>総務秘書主幹 財産管理主幹</u> 室長（ <u>総務秘書室、人事室、財政調整室及び財産管理室の室長に限る。</u> ）
	[略]	
教育委員会 の 事務局 等	[略]	
	保育所	所長（ <u>佐比内保育所の所長を除く。</u> ）
	[略]	
[略]		

18 [略]

19 西和賀町

組 織	職 員			
[略]				
町長の	本庁	課長	会計管理者	室長 推進監 総

事務局	健師長 総務課の課長補佐及び主査（人事、給与、服務、 <u>予算</u> 、法規審査又は庁舎管理の事務を担当する者に限る。）	
	[略]	
教育委員会 の 事務局 等	事務局	<u>教育次長</u> 課長
	[略]	
[略]		

15 葛巻町

組 織	職 員	
[略]		
町長の 事務局	本庁	参事 課長 会計管理者 総務企画課の室長（ <u>予算、法規審査及び庁舎管理の事務を担当する者に限る。</u> ） <u>及び財政係長 政策秘書課の室長及び人事秘書係長</u>
	[略]	
[略]		

16 [略]

17 紫波町

組 織	職 員	
[略]		
町長の 事務局	本庁	会計管理者 部長 課長 <u>主幹（庁舎管理の事務を担当する者に限る。）</u> 室長（ <u>総務室、人事秘書室、財政調整室及び財産管理室の室長に限る。</u> ）
	[略]	
教育委員会 の 事務局 等	[略]	
	保育所	所長（ <u>古館保育所の所長に限る。</u> ）
	[略]	
[略]		

18 [略]

19 西和賀町

組 織	職 員			
[略]				
町長の	本庁	課長	会計管理者	室長 推進監 総

事務局		務課の課長代理（ <u>庶務</u> 財政の事務を担当する者に限る。）
	病院	病院長 副院長 <u>歯科科長</u> <u>外科医長</u> <u>歯科医長</u> 総看護師長 事務長
	[略]	
[略]		

20～27 [略]

28 軽米町

組 織		職 員
[略]		
町長の 事務局	本庁	会計管理者 <u>課長</u> 室長
	[略]	
教育委 員会の 事務局 等	事務局	<u>教育次長</u> <u>担当主幹</u>
	[略]	
[略]		

29～32 [略]

事務局		務課の課長代理（ <u>人事</u> 、給与及び <u>服務</u> の事務を担当する者に限る。）
	病院	病院長 副院長 <u>科長</u> 総看護師長 事務長
	[略]	
[略]		

20～27 [略]

28 軽米町

組 織		職 員
[略]		
町長の 事務局	本庁	会計管理者 <u>総括課長</u> 室長 <u>担当課長</u> （ <u>秘書</u> 、 <u>人事</u> 、 <u>給与</u> 、 <u>服務</u> 、 <u>職員団体</u> 、 <u>予算</u> 、 <u>法規審査</u> 又は <u>庁舎管理</u> の事務を担当する者に限る。）
	[略]	
教育委 員会の 事務局 等	事務局	<u>総括次長</u> <u>担当次長</u> （ <u>人事</u> 、 <u>給与</u> 及び <u>服務</u> の事務を担当する者に限る。）
	[略]	
[略]		

29～32 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。